

議案第 1 8 4 号

さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例

さいたま市市営住宅条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 6 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（公営住宅の入居者資格） 第 6 条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする 3 親等以内の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）又は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童若しくはパートナーシップ関係の相手方（双方又はいずれか一方が性自認又は性的指向に係る性的少数者である 2 人が、互いを人生のパートナーとして、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は行うことを約した関係の相手方で市長が認めるものをいう。以下同じ。）（以下「親族等」という。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあつては、この限りでない。 ア～キ [略] ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号）	（公営住宅の入居者資格） 第 6 条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする 3 親等以内の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）又は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童若しくはパートナーシップ関係の相手方（双方又はいずれか一方が性自認又は性的指向に係る性的少数者である 2 人が、互いを人生のパートナーとして、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は行うことを約した関係の相手方で市長が認めるものをいう。以下同じ。）（以下「親族等」という。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあつては、この限りでない。 ア～キ [略] ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号）

以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

(7) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護若しくは配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護又は児童福祉法第23条第1項の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(4) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(7) 配偶者暴力防止等法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターその他市長が認める機関から、配偶者からの暴力の被害を受けていることを証する書類を交付された者

ケ 犯罪等(さいたま市犯罪被害者等支援条例(令和3年さいたま市条例第10号)第2条第1号に規定する犯罪等をいう。以下この号において同じ。)により被害を受けた犯罪被害者等(同条第2号に規定する犯罪被害者等をいう。)で、次のいずれかに該当するもの

(7) 犯罪等により被害を受けたために収入が減少し、生計を維持することが困難となった者

(4) 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住宅に居住し続けることが困難となった者

(2)～(5) [略]

2・3 [略]

(入居者の選考)

第10条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合には、次の各号のいずれかに該当する者のうちから公開抽選により当該市営住宅への入居者の選考を行い、入居者を決定する。

(1)～(6) [略]

2 市長は、前項の選考において、特に居住の安定確保が必要な者として規則で定めるものについて、

以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

(7) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(4) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(2)～(5) [略]

2・3 [略]

(入居者の選考)

第10条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

(1)～(6) [略]

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を著し

優先的な措置を講じることができる。

(入居補欠者)

第11条 市長は、前条の規定により入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに、補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を、前条の例により定めることができる。

2 [略]

(入居者の選考の特例)

第11条の2 市長は、別に定める市営住宅の戸数について、特に居住の安定確保が必要な者として規則で定めるものに限り前2条（第10条第2項を除く。）の規定の例により入居決定者及び入居補欠者を選考することができる。

(管理代行者による管理)

第60条 [略]

2 前項の規定により管理代行者が公営住宅等の管理を行う場合におけるこの条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第10条第2項	市長	管理代行者
[略]		

[略]

く超える場合においては、公開抽選によって入居申込者を抽出する。

3 市長は、前項の規定によって抽出した者について、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

4 前項の場合において住宅困窮順位を定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

5 第3項の規定による住宅困窮度の判定基準は、市長が別に定める。

6 市長は、第1項に規定する者のうち、配偶者のいない者で20歳未満の子を扶養しているもの、引揚者、炭鉱離職者、高齢者、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(入居補欠者)

第11条 市長は、前条の規定により入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに、補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 [略]

(管理代行者による管理)

第60条 [略]

2 前項の規定により管理代行者が公営住宅等の管理を行う場合におけるこの条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第10条第2項	市長	管理代行者
	市営住宅	公営住宅
第10条第3項	市長	管理代行者
第10条第6項	市長は	管理代行者は
	市営住宅	公営住宅

[略]

第 1 1 条第 2 項、 第 1 1 条の 2 及 び第 1 2 条第 1 項	[略]	第 1 1 条第 2 項 及び第 1 2 条第 1 項	[略]
[略]		[略]	

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。